

小林市パブリック・コメント手続実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の重要な政策等の策定の過程において、市の市民への説明責任を向上させ、市民の市政への参画の促進を図り、公正で民主的な開かれた市政の推進に資するため、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

【考え方】

- 1 この要綱は、本市におけるパブリック・コメント手続（広く市民等から意見等を募集し、それらを考慮した意思決定を行い、意見等の考慮結果等について公表を行う一連の手続で、「意見公募手続」とも言います。）を定めるものです。
- 2 小林市では、今後重要な政策等の策定を行う際に、開かれた市政の推進に資するため、この要綱に基づき統一した手続を行います。

(定義)

第2条 この告示においてパブリック・コメント手続とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の案を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等を考慮して市の意思決定を行うとともに、当該意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

- 2 この告示において実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長をいう。
- 3 この告示において市民等とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内の学校に在学する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

【考え方】

- 1 パブリック・コメント手続は、市の基本的な政策等をより質の高いものにするために、市民等の意見等を募集し、意思決定を行うための参考にするものであり、提出された賛否に関する意見等の多数によって案を決定する「住民投票制度」とは根本的に異なるものです。
- 2 パブリック・コメント手続の実施機関は、議会を除く市の機関すべてを対象とします

(小林市情報公開条例(平成18年小林市条例第10号)第2条の実施機関から議会を除いた機関)。したがって、議員立案の条例案などは対象としません。

- 3 広く市政に対する意見を求める趣旨から、対象者は市民に限らず、市政の受益者、利害関係者も対象としています。なお、国籍、年齢は問いません。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる事項(以下「対象施策等」という。)について、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

- (1) 市政全体又は各行政分野における基本的な政策を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税等の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (4) 市の憲章、宣言等の制定又は改定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要であると認めるもの

【考え方】

- 1 第1号から第5号までのいずれかに該当する計画等の策定又は改定がパブリック・コメント手続の対象となります。
- 2 第1号の「市政全体又は各行政分野における基本的な政策を定める計画等」とは、市の基本的政策を定める計画、各行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画などをいい、構想、計画、指針等名称は問いません。例えば、「小林市総合計画」「小林市高齢者保健福祉計画」などがあります。
- 3 第2号の「市の基本的な方針又は制度を定める条例」とは、市政全般又は個別の行政分野における基本理念や制度等を規定する条例をいいます。例えば、「小林市情報公開条例」「小林市男女共同参画推進条例」などがあります。
- 4 第3号の「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当します。ただし、市税等の賦課徴収等及び使用料等の徴収に関する条例は、地方自治法第74条第1項において直接請求から除外されていることを踏まえ対象としません。例えば、「小林市民の生活環境をまもる条例」「小林市蛍保護条例」などがあります。
- 5 第4号は、市が制定する憲章や宣言等が対象となります。したがって、市議会等が制定するものは対象外です。例えば、「小林市民憲章」などがあります。

(適用除外)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、パブリック・コメント手続を実施しないことができる。

- (1) 法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他パブリック・コメント手続に準じる手続を行う場合
- (2) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びこれに準ずる機関をいう。）において、この告示に準じた手続を実施した答申等に基づき、実施機関が対象施策等の策定等を行う場合
- (3) 対象施策等の策定等に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (5) 実施機関が軽微な変更と認める場合

2 実施機関は、前項第3号から第5号までの規定に該当することによりパブリック・コメント手続を実施しない場合は、その理由及び対象施策等を公表するものとする。

3 前項の規定に基づく公表の方法については、第6条の規定を準用する。

【考え方】

1 第1項の第1号から第5号までのいずれかに該当するものについて、

- ① この要綱に定めるパブリック・コメント手続と同様の手続を行う場合
- ② 国の法令の改正に伴うものなど実施機関の裁量の余地がない場合
- ③ パブリック・コメント手続を実施する時間的余裕がない場合
- ④ 軽微な変更で実質的にパブリック・コメント手続を実施する効果が薄い場合には、パブリック・コメント手続を実施しない場合があります。

2 第1項の第3号から第5号までの規定に該当することにより、パブリック・コメント手続を実施しなかった場合、その理由及び公表しなかった施策を公表します。

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、対象施策等の策定等を行うときは、当該対象施策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、対象施策等の案（以下「施策等の案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定に基づき施策等の案を公表する際は、次に掲げるものを併せて公表するものとする。

(1) 施策等の案の概要

(2) 施策等の案の趣旨、目的及び背景

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が施策等の案を理解するために必要と思われる関連資料

3 実施機関は、第1項の規定に基づき施策等の案を公表する際は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を明示しなければならない。

【考え方】

1 公表の時期は、計画等の策定等については、素案がまとまり意思決定をする前、条例案及び議会の議決事項については議会提出前に、この手続きを実施するために必要な相当の期間を設けるものとします。

2 案そのものだけでなく、市民等が当該施策案を理解するために必要と思われる十分な資料も併せて公表します。また、審議会等を経て案が作成されている場合は、その審議内容が分かる資料も公表します。

(公表の方法)

第6条 実施機関は、前条の規定による公表を次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 小林市ホームページへの掲載

(2) 小林市情報公開室における閲覧又は配付

(3) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配付

2 実施機関は、市広報紙への掲載等の方法を活用し、前条の規定による公表の周知に努めるものとする。

【考え方】

1 公表については、「広報こばやし」「小林市ホームページ」等において、パブリック・コメント手続の実施の告知を十分行った上で行います。

2 公表は、市民等が容易に資料等が閲覧及び入手できる方法により実施します。なお、配布用の案・資料等が大量である場合は、それらの一部を要約したものを配布する場合があります。

(提出期間)

第7条 実施機関は、施策等の案の公表の日から原則として30日以上の意見等の提出期間を設けなければならない。

【考え方】

意見等の提出期間は、市民等が公表された資料等を検討し、意見等を提出するために必要な日数を考慮して、原則として30日以上とします。

(提出方法)

第8条 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

2 市民等は、原則として住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあつては、所在地、名称、代表者氏名及び連絡先）を明らかにして、意見等を提出しなければならない。

【考え方】

- 1 意見等の提出は、原則書面等の記録として残すことができる方法が望ましいことから、郵便、ファクシミリ、電子メールなどの方法に限るものとします。意見提出用紙は、別途準備します。また、意見等の提出者の国籍は問いませんが、意見等は原則として日本語で提出してください。
- 2 市民と行政の協働という理念から、市民の方に責任ある立場や意識をもって、意見等の提出を行っていただきたいと考えます。よって、最小限の対応として、「住所」「氏名」の明記を求めるものです。また、提出された意見等の関し、実施機関から問合せることがありますので、「連絡先」の明記も併せて求めます。

(意見等の考慮)

第9条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、対象施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、対象施策等の策定の意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、小林市情報公開条例（平成18年小林市条例第10号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(3) 施策等の案を修正したときは、その修正内容

3 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。

4 前項の規定に基づく公表の方法については、第6条の規定を準用する。

【考え方】

1 実施機関は、提出された意見等について十分検討し、計画等の案の見直し等を行った上で意思決定を行います。

2 提出された意見等に対し、市の考え方などを公表します。ただし、この手続は市が計画等の立案を行う際、広く市民等から意見や情報提供を求め、市民との協働を図り、市政への市民参画を推進していくものです。いわゆる住民投票ではないので、計画等の案の賛否を問うものではありません。よって、単に計画等の案の賛否を記載したものについては、市の考え方を公表しないことがあります。また、その他具体的な検討ができないものについても同様とします。

3 小林市情報公開条例に規定する非公開情報は、公表しません。特に、個人情報に関する部分については公表しません。

4 提出された意見等や市の考え方において、類似したものがある場合は、必要に応じてまとめて公表します。また、提出された意見等の量が多い場合は、実施機関で要約したものを公表することがあります。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、パブリック・コメント手続の実施状況を取りまとめ、毎年度1回公表するものとする。

【考え方】

市長は、各実施機関が行ったパブリック・コメント手続の実施状況を取りまとめ、「広報こぼやし」「小林市ホームページ」等において、「案件名」「提出意見等の数」など1年間の実施状況を公表します。

(運用委員会)

第11条 パブリック・コメント手続の適正な運用を図るため、小林市パブリック・コメント手続運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、パブリック・コメント手続を監理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行う。
- 3 運用委員会は、助役、総務課長、企画調整課長及び地域振興課長をもって充てる。
- 4 運用委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は助役を、副委員長は総務課長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を掌理し、委員会の会議の議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職を代理する。

【考え方】

パブリック・コメント手続制度の実施において、各実施機関（各担当課）の手続・運用の統一を図り、市の制度として適正な運用が図られるよう、「小林市パブリック・コメント手続運用委員会」を設置するものです。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年8月16日告示第349号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に実施機関が策定する対象施策等について適用する。ただし、この告示の施行の日において、現に策定の過程にある対象施策等については、この限りでない。